

別表第十八 人事院規則九一八九の一部改正に関する表(第一条第十八号関係)

改 正 後

(権衡職員の範囲等)

第五条 (略)

2 給与法第十二条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 次に掲げる事由の発生(以下「事由発生」という。)に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する官署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員
- イ (略)
- ロ 派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第四十八条の三第一項の規定による派遣、平成三十二年オリピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定による派遣又は平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定による派遣から職務に復帰したこと。
- ハ・ニ (略)
- ニスハ (略)

改 正 前

(権衡職員の範囲等)

第五条 (略)

2 給与法第十二条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 次に掲げる事由の発生(以下「事由発生」という。)に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する官署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員
- イ (略)
- ロ 派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第四十八条の三第一項の規定による派遣、平成三十二年オリピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定による派遣又は平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定による派遣から職務に復帰したこと。
- ハ・ニ (略)
- ニスハ (略)

別表第十九 人事院規則九一二二の一部改正に関する表(第一条第十九号関係)

改 正 後

(給与法第十一条の八第三項の規定による広域異動手当)

第五条 (略)

2 給与法第十一条の八第三項の異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 スハ (略)
- 九 平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定による派遣から職務に復帰すること。
- 十・十一 (略)

改 正 前

(給与法第十一条の八第三項の規定による広域異動手当)

第五条 (略)

2 給与法第十一条の八第三項の異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 スハ (略)
- 九・十 (新設)
- 十・十一 (略)

4 第二項各号に掲げる異動等に準ずるものがあつた職員のうち、これに伴い勤務場所に変更があつたものには、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める広域異動手当を支給する。

- 一 (略)
- 二 次に掲げる場合 第二項第二号から第十号までに掲げる異動等に準ずるものがあつた日から三年を経過する日までの期間及び給与法第十一条の八の規定により支給されることとなる月額の広域異動手当
- イ 第二項第二号から第十号までに掲げる異動等に準ずるものがあつた日の前日における勤務場所と当該異動等に準ずるものの直後に在勤する官署の所在地との間の距離を給与法第十一条の八第一項に規定する官署間の距離と、当該異動等に準ずるものの直前の住居と当

4 第二項各号に掲げる異動等に準ずるものがあつた職員のうち、これに伴い勤務場所に変更があつたものには、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める広域異動手当を支給する。

- 一 (略)
- 二 次に掲げる場合 第二項第二号から第十号までに掲げる異動等に準ずるものがあつた日から三年を経過する日までの期間及び給与法第十一条の八の規定により支給されることとなる月額の広域異動手当
- イ 第二項第二号から第九号までに掲げる異動等に準ずるものがあつた日の前日における勤務場所と当該異動等に準ずるものの直後に在勤する官署の所在地との間の距離を給与法第十一条の八第一項に規定する官署間の距離と、当該異動等に準ずるものの直前の住居と当